

証券コード 7185
2024年6月7日
(電子提供措置の開始日 2024年6月4日)

株 主 各 位

大阪市西区新町一丁目3番19号
MGビルディング
ヒロセ通商株式会社
取締役社長 野市 裕作

第21期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の当社ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

(<https://hirose-fx.co.jp/ir/meeting/>)



また、上記のほか、インターネット上の以下のウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記のウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年6月26日(水曜日)午後5時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月27日(木曜日) 午前10時(受付開始 午前9時)
2. 場 所 大阪府大阪市中央区南船場4-1-3
W大阪2階 GREAT ROOM (グレートルーム)
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい。)

3. 目的事項

報告事項

1. 第21期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第21期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件

4. その他招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任するに限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- (2) 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

- ・連結計算書類のうち「連結注記表」
- ・計算書類のうち「個別注記表」

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

**株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。**

**何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。**

# 事業報告

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響で長く停滞していた経済活動の正常化が進み、景気は緩やかな回復基調で推移しているものの、不安定な国際情勢や資源・エネルギー価格の高騰による物価上昇、世界的な金融引締めなどの影響により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

こうした環境のもと、当社グループの関連する金融商品取引市場におきましては、政府・日銀による円買い・ドル売り介入への警戒感や日銀のマイナス金利政策の早期解除観測、FRBの早期利下げ観測を受けた米金利の低下などにより一時円高に転じる場面もありましたが、概ね日米金利差が開いた状況が続くとの見方から円安基調で推移し、3月には日銀がマイナス金利解除後も緩和的な金融環境を維持する姿勢を示したことから151円台半ばで期末を迎えました。

この様な状況の中、当社グループは、ボラティリティの上昇、世界的な金利上昇に伴うスワップ目的の取引機会が増加することを見込み、2023年6月より「LION FX」において新たにチェココルナ/円・イスラエルシェケル/円・タイバーツ/円の取扱いを開始して通貨ペアを54種類に、株価の上昇に伴い2023年11月には「LION CFD」において新たにIT関連、米国半導体等ETF14銘柄の取扱いを開始して23銘柄(株価指数CFD9種、ETF CFD14種)に増やすなど、取引環境の拡充を行いました。

また、上記の状況を踏まえ、これまでに取引経験が少ない顧客の取引のサポートを目的として自動でテクニカルの有効性を確認できる「LIONシグナルマップ」のスマートフォン用ツールのリリース、「LIONチャートPlus+」にテクニカルの売買サインに沿って自動注文する機能の追加、休眠していた顧客の取引復活に備え、パソコン並の高機能が満載の新アプリ「LION FX5」のAndroid版や、取引情報に高金利通貨に特化した情報を確認できる「高金利通貨ニュース」、従来の方法よりも厳重なログイン方法である二段階認証を導入し、セキュリティを強化するなど、顧客ニーズの実現に取り組みました。

さらに、2022年より継続・拡大している看板広告の宣伝効果によりFX取引がさらに増加することを見込み、豪ドル円のスプレッドの縮小や、新規口座開設キャッシュバックキャンペーンの強化、最大55%スワップポイント増額キャンペーンの新設、魅力的な食品キャンペーンなど、取引意欲が向上するような各種施策にも努めました。

上記のような取組みを行った結果、当社グループの顧客口座数は536,424口座(前期比8.3%減)、外国為替受入証拠金は78,278,242千円(同7.3%増)となりました。年間の外国為替取引高は8兆6,334億通貨(同15.0%減)となりました。

なお、顧客口座数については、Hirose Financial MY LimitedのLION Binary Optionsサービス

及びヒロセ通商株式会社のLION B0サービスの終了により前期比で減少しておりますが、本サービス終了による連結業績に与える影響は軽微であります。

また、CFDにおける顧客口座数、受入証拠金及び取引高については、現時点では外国為替取引の顧客口座数、受入証拠金及び取引高と比べ重要性が小さいため記載を省略しております。

以上の結果、当連結会計年度の営業収益は10,713,360千円（前期比3.8%増）、純営業収益は10,672,350千円（同4.3%増）、営業利益は4,256,336千円（同18.7%増）、経常利益は4,255,002千円（同18.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,925,446千円（同21.5%増）となりました。

なお、当社グループの事業セグメントは、金融商品取引事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の業績は記載しておりません。

## （2）設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は総額46,116千円であり、その主要なものは、顧客の利便性向上のためのシステム開発費用等であります。

その内訳は、次のとおりであります。

|          |           |
|----------|-----------|
| ソフトウェア取得 | 41,476 千円 |
| 器具備品取得   | 4,639 千円  |

## （3）資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

## （4）対処すべき課題

当社グループは、既存事業の一層の拡大及び安定的な収益計上への取組みが課題であると認識しており、今後の更なる成長のため、以下の内容を対処すべき課題ととらえ、対応に取り組んでまいります。

### ① 顧客ニーズの実現

当社グループは、競争が激化する外国為替証拠金取引事業において、競争優位性を確保するためには、顧客ニーズの把握及び実現が、重要な課題の一つであると認識しております。

そのため、当社グループは、取引システムの操作性、スプレッドの縮小等による取引コストの削減、顧客の取引収益向上に繋がる情報の配信、キャンペーンの継続・条件の向上等顧客ニーズを素早く把握するとともに、これらを早いサイクルで実現するための社内関係部門との連携及びシステム会社との連携を強化しております。今後もこれらの取組みについて、一層のスピードアップを図ることにより、顧客ニーズの実現に努めてまいります。

## ② 取引システムの安定稼働

当社グループの主要な事業である金融商品取引事業は、100%オンラインシステムにより運営しており、取引システムの安定稼働が、重要な課題の一つであると認識しております。

そのため、当社グループは、取引システムに関する保守・運用面の継続的な改善の他、災害や大規模なシステム障害等の有事に備えた「事業継続計画」の強化にも努めてまいります。

## ③ ブランディング力の強化

当社グループは、競争が激化する外国為替証拠金取引事業において、競争優位性を確保するためには、ブランディング力の強化による同業他社との差別化が、重要な課題の一つであると認識しております。

そのため、当社グループは、顧客ニーズを反映した取引アプリケーションの改善、スプレッド等の取引条件の最適化、ユニークなキャンペーンの実施及び社会貢献活動等を通じて当社グループの地位を明確化し、マス広告やWeb広告等を用いて認知度向上に努めてまいります。

## ④ 収益源の多様化

当社グループは、営業収益の大部分を外国為替証拠金取引事業に依存しており、外国為替市場の環境に影響を受ける可能性が高いため、外国為替市場の環境による収益面の不安定要素を軽減するとともに、安定した営業収益を確保するため、収益源の多様化を図ることが、重要な課題の一つであると認識しております。

当社グループでは、外国為替証拠金取引業者向けにホワイトトラベルサービスの提供、カウンターパーティとしてカバー取引を行うなど国内外の金融商品取引業者を対象とした取引(BtoB)にも取り組んでおります。

また、外国為替証拠金取引で蓄積したノウハウをもとに、店頭証券CFD取引など外国為替証拠金取引以外の金融商品の顧客向けサービス提供にも取り組んでまいります。

## ⑤ 海外事業の拡大

当社グループは、更なる収益基盤の拡大を図るため、海外において事業を拡大することが、重要な課題の一つであると認識しております。

そのため、英国の連結子会社HIROSE FINANCIAL UK LTD.、香港の連結子会社HIROSE TRADING HK LIMITED、マレーシアの連結子会社Hirose Financial MY Limitedに加え、2023年9月にアンティグア・バーブーダにHirose Solutions Limitedを設立しました。国内の外国為替証拠金取引事業で蓄積したノウハウを強みとし、各国の慣習、海外における金融商品の状況の把握、各国の顧客ニーズに対応したサービスの提供、低コストサービスの提供等により、海外での競争力の向上及び収益の増加に取り組んでまいります。

#### ⑥ 優秀な人材の確保と育成

顧客への適切なサービスの提供、顧客満足度の向上を図るためには、金融商品取引業者の社員として、適切な知識、認識、サービス精神を持った優秀な人材の確保と継続的な社員育成が、重要な課題の一つであると認識しております。

そのため、当社グループの中心的存在として業務に取り組む意欲ある人材の採用・育成を積極的に行っております。また、経営理念、コンプライアンスプログラム、規程等に基づく研修をはじめ、顧客満足度向上への取組みとして、カスタマーサポート担当社員はもとより、全社員に対して育成を図ってまいります。

#### ⑦ コンプライアンス体制の確立

当社グループの取り扱う金融商品取引は、「金融商品取引法」、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」及び「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等により、顧客の適合性の審査、広告掲載内容の審査、リスク説明、商品説明、疑わしい取引の防止等が義務付けられており、コンプライアンス体制の確立が、重要な課題の一つであると認識しております。

当社グループでは、「コンプライアンス管理規程」、「コンプライアンスマニュアル」等の制定を行い、コンプライアンス体制を強化し、高い倫理観をもって企業活動に取り組んでおります。また、役職員に対してコンプライアンスの周知徹底を目的とした研修等を定期的実施し、グループ全体でコンプライアンスに対する意識向上に努めております。更に、個人情報について適切な保護措置が重要であると考え、一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)が運営するプライバシーマーク取得企業として個人情報保護体制の適切な整備・運用を確保し、個人情報保護に対する意識向上を図っております。

今後においても、役職員に対するコンプライアンスの周知徹底、教育、啓蒙活動を通じ、企業情報の適時開示体制を含めたコンプライアンス体制の確立を図ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                     | 第 18 期<br>(2021年3月期) | 第 19 期<br>(2022年3月期) | 第 20 期<br>(2023年3月期) | 第 21 期<br>(当連結会計年度)<br>(2024年3月期) |
|-------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 営 業 収 益                 | 8,732,963 千円         | 8,722,863 千円         | 10,318,279 千円        | 10,713,360 千円                     |
| 経 常 利 益                 | 2,855,664 千円         | 2,703,695 千円         | 3,585,491 千円         | 4,255,002 千円                      |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 | 1,938,262 千円         | 1,840,155 千円         | 2,407,574 千円         | 2,925,446 千円                      |
| 1株当たり当期純利益              | 303.77 円             | 288.28 円             | 380.17 円             | 480.29 円                          |
| 総 資 産                   | 91,014,809 千円        | 95,455,849 千円        | 103,724,771 千円       | 119,070,342 千円                    |
| 純 資 産                   | 12,184,076 千円        | 14,030,020 千円        | 15,217,884 千円        | 17,506,060 千円                     |

- (注) 1 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数(自己株式控除後)により算出しております。  
 2 第19期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第19期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。  
 3 第21期の総資産、純資産には、子会社HIROSE CONSULTING VIETNAM COMPANY LIMITED及びHirose Solutions Limitedを連結しております。

② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分        | 第 18 期<br>(2021年3月期) | 第 19 期<br>(2022年3月期) | 第 20 期<br>(2023年3月期) | 第 21 期<br>(当事業年度)<br>(2024年3月期) |
|------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 営 業 収 益    | 7,887,640 千円         | 7,779,014 千円         | 8,885,152 千円         | 9,328,092 千円                    |
| 経 常 利 益    | 2,726,438 千円         | 2,482,872 千円         | 3,089,579 千円         | 3,782,524 千円                    |
| 当 期 純 利 益  | 1,839,249 千円         | 1,680,827 千円         | 1,844,729 千円         | 2,433,193 千円                    |
| 1株当たり当期純利益 | 288.25 円             | 263.32 円             | 291.29 円             | 399.48 円                        |
| 総 資 産      | 82,297,438 千円        | 84,479,930 千円        | 91,474,995 千円        | 104,444,908 千円                  |
| 純 資 産      | 11,036,954 千円        | 12,690,090 千円        | 13,292,368 千円        | 14,973,259 千円                   |

- (注) 1 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数(自己株式控除後)により算出しております。  
 2 第19期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第19期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名                                       | 資本金                  | 出資比率               | 主要な事業内容             |
|-------------------------------------------|----------------------|--------------------|---------------------|
| J F X 株式会社                                | 498,500千円            | 100.0%             | 金融商品取引業             |
| HIROSE FINANCIAL UK LTD.                  | 6,317千ポンド            | 100.0%             | 金融商品取引業             |
| HIROSE TRADING HK LIMITED                 | 11,500千香港ドル          | 100.0%<br>(100.0%) | 金融商品取引業（予定）<br>出版事業 |
| Hirose Financial MY Limited               | 3,000千USドル           | 100.0%             | 金融商品取引業             |
| HIROSE FINANCIAL LIMITED                  | 13,700千香港ドル          | 100.0%             | 取引システムの提供           |
| HIROSE BUSINESS SERVICE SDN. BHD.         | 920千マレーシア<br>リンギット   | 100.0%             | コールセンター業務受託         |
| LION PAYMENT UK LTD.                      | 2,650千ポンド            | 100.0%             | カード決済事業             |
| HIROSE CONSULTING VIETNAM COMPANY LIMITED | 2,395,000千<br>ベトナムドン | 100.0%             | 市場調査                |
| Hirose Solutions Limited                  | 350千USドル             | 100.0%             | 金融商品取引業             |

(注) 1 HIROSE TRADING HK LIMITEDの株式は、JFX株式会社を通じての間接所有となっております。

2 出資比率欄の（ ）内はJFX株式会社が所有する出資比率を内数で示しております。

3 2024年3月31日現在において、HIROSE TRADING HK LIMITEDは、金融商品取引業の営業を開始していません。

4 2023年9月20日に、HIROSE CONSULTING VIETNAM COMPANY LIMITEDを設立いたしました。

5 2023年9月21日に、Hirose Solutions Limitedを設立いたしました。

(7) 主要な事業内容

当社グループの主要な事業内容は、外国為替証拠金取引等の金融商品取引業であります。



(8) 企業集団の主要な拠点

① 当 社

本 社：大阪市西区新町一丁目3番19号MGビルディング

② 子会社

JFX株式会社（本社：東京都中央区）

HIROSE FINANCIAL UK LTD.（本社：英国）

HIROSE TRADING HK LIMITED（本社：中国）

Hirose Financial MY Limited（本社：マレーシア）

HIROSE FINANCIAL LIMITED（本社：中国）

HIROSE BUSINESS SERVICE SDN. BHD.（本社：マレーシア）

LION PAYMENT UK LTD.（本社：英国）

HIROSE CONSULTING VIETNAM COMPANY LIMITED（本社：ベトナム）

Hirose Solutions Limited（本社：アンティグア・バーブーダ）

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前 期 末 比 増 減 |
|---------|-------------|
| 87 名    | 1 名減        |

(注) 従業員数は就業人員（使用人兼務取締役、当社グループ外への出向者を除く。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員等）は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前 期 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-------------|---------|-------------|
| 63 名    | 3 名増        | 37.9 歳  | 7.64 年      |

(注) 1 従業員数は就業人員（使用人兼務取締役、他社への出向者を除く。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員等）は含まれておりません。

2 平均年齢及び平均勤続年数には、臨時雇用者（パートタイマー、派遣社員等）は含まれておりません。

(10)主要な借入先

| 借 入 先                 | 借 入 額        |
|-----------------------|--------------|
| 株 式 会 社 み な と 銀 行     | 2,000,000 千円 |
| 株 式 会 社 SBI 新 生 銀 行   | 1,500,000 千円 |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行   | 1,000,000 千円 |
| 株 式 会 社 東 京 ス タ ー 銀 行 | 1,000,000 千円 |
| 株 式 会 社 高 知 銀 行       | 800,000 千円   |
| 株 式 会 社 関 西 み ら い 銀 行 | 800,000 千円   |

(注) 2024年3月末現在の借入残高が、5億円以上の金融機関を記載しております。

## 2. 会社の株式に関する事項

- |             |                              |
|-------------|------------------------------|
| (1)発行可能株式総数 | 18,124,000株                  |
| (2)発行済株式の総数 | 6,042,731株（自己株式804,269株を除く。） |
| (3)単元株式数    | 100株                         |
| (4)株主数      | 20,227名                      |
| (5)大株主      |                              |

| 株主名                                  | 持株数      | 持株比率  |
|--------------------------------------|----------|-------|
| 友延雅昭                                 | 562,000株 | 9.30% |
| 渋谷誠一                                 | 430,000  | 7.11  |
| 石原愛                                  | 381,800  | 6.31  |
| 松井隆司                                 | 361,800  | 5.98  |
| 野市裕作                                 | 331,800  | 5.49  |
| 衣川貴裕                                 | 301,800  | 4.99  |
| 松田弥                                  | 216,800  | 3.58  |
| 村井昌江                                 | 201,000  | 3.32  |
| Maicos International Company Limited | 123,100  | 2.03  |
| 森本和弥                                 | 67,100   | 1.11  |

(注) 当社は、自己株式804,269株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (6)その他株式に関する重要な事項

- ① 当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が16,100株、資本金が13,564千円、資本準備金が13,564千円増加しております。
- ② 当社は、2023年8月1日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得について決議し、2023年8月2日に、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により、174,000株の自己株式を総額528,960千円で取得いたしました。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

2016年9月14日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき114,800円
- ③ 新株予約権の行使条件 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 新株予約権の行使期間 2018年9月30日から2026年9月13日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

|                      | 新株予約権の数 | 目的である株式の種類及び数 | 保有者数 |
|----------------------|---------|---------------|------|
| 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く） | 60個     | 普通株式 6,000株   | 1名   |

(注) 上記の取締役1名が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

#### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況 該当事項はありません。

#### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項 該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の氏名等

| 地 位                  | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                          |
|----------------------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長              | 野 市 裕 作 | HIROSE TRADING HK LIMITED 取締役                                                                                                                         |
| 専務取締役                | 衣 川 貴 裕 | 内部管理部長<br>JFX株式会社 取締役<br>HIROSE TRADING HK LIMITED 取締役<br>Hirose Financial MY Limited 取締役<br>HIROSE FINANCIAL LIMITED 取締役<br>LION PAYMENT UK LTD. 取締役 |
| 常務取締役                | 友 延 雅 昭 | 業務本部長兼広報部長<br>HIROSE FINANCIAL UK LTD. 取締役<br>Hirose Financial MY Limited 取締役                                                                         |
| 取 締 役                | 石 原 愛   | 業務部長                                                                                                                                                  |
| 取 締 役                | 松 井 隆 司 | マーケティング部長                                                                                                                                             |
| 取 締 役                | 美濃出 真 吾 | 管理部長<br>JFX株式会社 取締役                                                                                                                                   |
| 取 締 役<br>(監 査 等 委 員) | 丸 茂 英 雄 | 神戸伊藤町法律事務所 共同代表弁護士                                                                                                                                    |
| 取 締 役<br>(監 査 等 委 員) | 津 田 和 義 | 津田和義公認会計士・税理士事務所 代表<br>株式会社ブレイントラスト 代表取締役<br>シルバーエッグ・テクノロジー株式会社 社外監査役<br>株式会社中山製鋼所 社外取締役(監査等委員)<br>株式会社JSH 社外取締役<br>大阪マツダ販売株式会社 社外取締役                 |
| 取 締 役<br>(監 査 等 委 員) | 藪 内 正 樹 | H&S法律事務所 弁護士                                                                                                                                          |

- (注) 1 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして監査等委員会事務局を設置しているため、常勤の監査等委員を選定しておりません。
- 2 取締役(監査等委員)丸茂英雄氏、取締役(監査等委員)津田和義氏及び取締役(監査等委員)藪内正樹氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 3 取締役(監査等委員)津田和義氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しております。
- 4 取締役(監査等委員)丸茂英雄氏及び取締役(監査等委員)藪内正樹氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
- 5 取締役(監査等委員)丸茂英雄氏、取締役(監査等委員)津田和義氏及び取締役(監査等委員)藪内正樹氏を、東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届出を行っております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役全員と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社に属する、①役員、②管理職従業員、③役員と共同被告になったか、他の従業員又は派遣社員からハラスメントなどの雇用に関する不当な行為を理由に損害賠償請求を受けた場合の全従業員（上記①～③の配偶者または法定相続人を含みます。ただし、役員および保険対象従業員が行った不当な行為に起因するものに限りません。）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った被保険者の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

## (4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を下記のとおり定めております。

#### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう業績に連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、基本報酬、業績連動報酬により構成し、監査等委員である取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は、固定報酬及び個人目標報酬により構成し、監査等委員である取締役の基本報酬は、固定報酬のみで構成する。

固定報酬は、役位、在任年数、職務を基準として年額を決定し、その12分の1を月額とする。

取締役社長を除く取締役の個人目標報酬は、自己評価及び取締役社長の評価により定められた評価に基づき、役員報酬規程で定める係数にあてはめて算出した係数を取締役各人の固定報酬に乗じた額の12分の1を月額とする。取締役社長の個人目標報酬は、役員報酬規程で定める算式をあてはめて算出した係数を取締役社長の固定報酬に乗じた額の12分の1を月額とする。個人目標報酬がマイナスとなる場合には、当該マイナス額を当該取締役各人の業績連動報酬を減額する。ただし、当該取締役各人の業績連動報酬額を超える減額はしないものとする。

基本報酬は暦月計算とし、月例報酬として支給する。

3. 業績連動報酬（金銭報酬）の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬に係る指標は、業績向上への意欲を高め、各事業年度の成果を適切に反映するため、連結経常利益とする。

取締役各人の業績連動報酬は、連結経常利益に役員報酬規程で定める算式をあてはめて算出した係数を上限とし、その範囲内の係数に取締役各人の固定報酬月額を乗じた額の12分の1を月額とする。

業績連動報酬は暦月計算とし、月例報酬として支給する。

4. 基本報酬の額または業績連動報酬の額を取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、業績に応じて変動する仕組みとしており、業績の向上により、業績連動報酬のウェイトが高まる構成とする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、役員報酬規程に基づき取締役会にて決定する。なお、役員報酬規程については取締役会にて定める。

監査等委員である取締役の個人別の報酬額については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で監査等委員会にて協議のうえ決定する。

当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額については、取締役会が「役員報酬規程」に基づき検討を行った結果、個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると判断いたしました。

② 取締役及び監査等委員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2016年6月28日開催の第13期定時株主総会において年額1,000百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名です。また、取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年6月28日開催の第13期定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。

③ 取締役及び監査等委員の報酬等の総額等

| 役員区分                        | 報酬等の総額<br>(千円)     | 報酬等の種類別の総額（千円）     |          |          | 対象となる<br>役員の員数 |
|-----------------------------|--------------------|--------------------|----------|----------|----------------|
|                             |                    | 基本報酬               | 業績連動報酬等  | 非金銭報酬等   |                |
| 取締役<br>(監査等委員を除く)           | 437,760            | 246,720            | 191,040  | —        | 6名             |
| 取締役<br>(監査等委員)<br>(うち社外取締役) | 15,600<br>(15,600) | 15,600<br>(15,600) | —<br>(—) | —<br>(—) | 3名<br>(3名)     |
| 合計                          | 453,360            | 262,320            | 191,040  | —        | 9名             |

(注) 1 業績連動報酬に係る指標は、業績向上への意欲を高め、各事業年度の成果を適切に反映するため、連結経常利益としております。

なお、当事業年度を含む連結経常利益の推移は、1. (5) 財産及び損益の状況の推移に記載のとおりです。

2 業績連動報酬等の額の算定方法は、4. (4) ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項に記載のとおりです。



(5) 社外役員に関する事項

① 取締役（監査等委員） 丸茂英雄

- イ 他の法人等の業務執行者の兼任状況及び当社と当該法人等との関係  
神戸伊藤町法律事務所の共同代表弁護士として弁護士業務を兼任しておりますが、同法律事務所と当社との間には資本関係、取引関係ともありません。
- ロ 他の法人等の社外役員の兼任状況及び当社と当該法人等との関係  
該当事項はありません。
- ハ 当該事業年度における主な活動状況  
当事業年度に開催した取締役会19回のうち19回及び監査等委員会20回のうち20回に出席し、営業活動、財務活動にわたって意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
- ニ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要  
弁護士としての金融法務に関する専門的見地を活かし、当社において、主に業務執行に関する監督機能を果たすことが期待されており、当事業年度に開催した取締役会や監査等委員会において適切で様々な助言・提言を行っております。

② 取締役（監査等委員） 津田和義

- イ 他の法人等の業務執行者の兼任状況及び当社と当該法人等との関係  
津田和義公認会計士・税理士事務所の代表及び株式会社ブレイントラストの代表取締役を兼任しておりますが、両社と当社との間には資本関係、取引関係ともありません。
- ロ 他の法人等の社外役員の兼任状況及び当社と当該法人等との関係  
シルバーエッグ・テクノロジー株式会社の社外監査役、株式会社中山製鋼所の社外取締役（監査等委員）、株式会社JSH及び大阪マツダ販売株式会社の社外取締役を兼務しておりますが、当該法人と当社との間には資本関係、取引関係ともありません。
- ハ 当該事業年度における主な活動状況  
当事業年度に開催した取締役会19回のうち19回及び監査等委員会20回のうち20回に出席し、営業活動、財務活動にわたって意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。

- ニ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要  
公認会計士及び税理士としての財務及び会計に関する専門的見地を活かし、当社において、主に会計及び内部統制全般に対する監督機能を果たすことが期待されており、当事業年度に開催した取締役会や監査等委員会において適切で様々な助言・提言を行っております。

③ 取締役（監査等委員） 藪内正樹

- イ 他の法人等の業務執行者の兼任状況及び当社と当該法人等との関係  
H&S法律事務所の弁護士として弁護士業務を兼任しておりますが、同法律事務所と当社との間には資本関係、取引関係ともありません。
- ロ 他の法人等の社外役員の兼任状況及び当社と当該法人等との関係  
該当事項はありません。
- ハ 当該事業年度における主な活動状況  
当事業年度に開催した取締役会19回のうち18回及び監査等委員会20回のうち18回に出席し、営業活動、財務活動にわたって意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
- ニ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要  
弁護士としての金融法務に関する専門的見地を活かし、当社において、主に業務執行に関する監督機能を果たすことが期待されており、当事業年度に開催した取締役会や監査等委員会において適切で様々な助言・提言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                 | 支払額      |
|---------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額             | 30,000千円 |
| 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 31,710千円 |

- (注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- 2 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容を参考に必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務を委託し、その対価を支払っております。

### (4) 子会社の監査に関する事項

当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による監査を受けております。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (6) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (7) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合

的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

### (1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. コンプライアンスの概念を当社グループの全役職員が共有し、コンプライアンス体制を確立することを経営の最重要課題の一つとして掲げております。そのため、コンプライアンス遵守の基本規程である「コンプライアンス管理規程」を制定するとともに、当社の遵守事項を「コンプライアンスマニュアル」に定め全役職員に配布し周知徹底させております。

ロ. 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、「取締役会規程」及びその他の社内規程に従い経営の重要事項を決定するとともに取締役の職務の執行を監督しております。取締役会に付議すべき事項については、「職務権限規程」で具体的に定めております。

ハ. 監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という）は、法令及び監査等委員会が定めた監査方針に基づき、取締役会及び重要会議への出席、業務執行状況の調査を通じて、取締役の職務執行を監査しております。

ニ. コンプライアンス体制の充実、徹底を図るため、取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する重要事項の審議を行っております。また、コンプライアンスに関する事項の相談窓口として、社内相談窓口及び社外相談窓口を設置しております。なお、社外相談窓口については社外弁護士を選任し、内部通報者保護に配慮することでその実効性を高めております。

ホ. 取締役社長直轄の内部監査室は、各部門における職務の執行状況を監査し、随時取締役社長に報告しております。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録をはじめ重要な諸会議の議事録やその他の重要文書(電磁的記録を含む)は社内規程(「文書管理規程」等)に従い適切に保存及び管理しております。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社は、事業の推進及び企業価値の維持・向上を妨げる可能性のあるリスクを「危機管理規程」に定めており、これに基づくリスク管理体制を整備、構築することで企業リスクの事前回避に努めております。

ロ. リスクが顕在化し危機が発生した場合は、取締役社長が対策本部を設置し、迅速かつ適正な対応を行い、損失・被害を最小限にとどめるとともに、再発防止策を講じます。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役会を毎月1回、その他必要に応じて臨時に開催し、経営の基本方針・戦略の策定、重要業務に関する決議及び取締役の職務執行を監督しております。

ロ. 取締役の職務執行を円滑かつ効率的に行うため、原則として経営会議を毎月2回開催し、会社の基本方針並びに重要な業務執行に関する事項の協議・検討を行っております。

ハ. 経営計画・経営方針を策定し、基本戦略、経営目標の浸透を図るとともに、各取締役が職務分掌ごとに業務遂行に努めております。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

当社は、管理部を子会社管理の担当部門とし、「子会社管理規程」に基づき、子会社の事業が適切に行われているか定期的に報告を求め、子会社の経営内容を把握しております。また、当社取締役が子会社取締役を兼務し、重要会議等へ出席することで、子会社の取締役等の業務執行に係る報告を受けております。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

内部監査室は、企業グループとして統一された基準で内部監査を実施し、子会社における経営情報及びリスク情報を把握しております。また、子会社管理担当部門は、子会社に損失の危険が発生することを把握した場合は、速やかにその内容及び当社グループに与える影響等を取締役会・経営会議等に報告することとしております。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当社管理部は、子会社に対して貸借対照表・損益計算書等の計算書類、予算実績対比表等の提出及び報告を定期的に求め、子会社の経営内容を的確に把握することとしております。また、当社取締役管理部長は、子会社の決算について、定期的に取締役会にて報告を行っております。

ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社内部監査室は、当社及び当社の子会社の内部監査を実施し、業務の適正性を監査しております。また、内部監査の結果は、当社取締役会及び子会社に報告しております。

- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項  
当社は、監査等委員会の職務を補助する監査等委員会事務局を設置し、事務局所属の使用人を配置しております。その使用人が監査等委員会の指示に従って監査業務の補助を行います。
- ⑦ 前号の取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査等委員会は、当該使用人に対して監査等委員の職務の補助を行うよう命令できるものとし、当該使用人は、その命令に関しては、監査等委員以外の者から指揮命令を受けないものとしております。
- ロ. 監査等委員会を補助する使用人の人事考課、異動、懲戒等については監査等委員会の同意を得るものとしております。
- ⑧ 監査等委員会への報告に関する体制及び報告者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制  
取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合及びあらかじめ監査等委員と協議して定めた事項について監査等委員会に報告することとしております。  
また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員から報告を求められた業務に関する事項その他に関する報告を行っております。
- ロ. 当社の子会社の取締役、監査役、その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制  
当社子会社の取締役等及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合及びあらかじめ監査等委員と協議して定めた事項について監査等委員に報告することとしております。  
また、当社子会社の取締役等及び使用人は、監査等委員から報告を求められた業務に関する事項その他に関する報告を行っております。
- ハ. 当社は、上記イ、ロの報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わないこととしております。

- ⑨ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものいたします。
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査等委員は、重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するために、取締役会及びその他重要な会議に出席しております。
- ロ. 監査等委員は、取締役社長と定期的に会合をもち、経営方針、対処すべき課題等について意見を述べるとともに、監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行っております。
- ハ. 監査等委員は、会計監査人、内部監査室と監査上の重要課題等について意見・情報交換をし、互いに連携して内部統制システムの整備を推進しております。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- イ. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
- 当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、次の基本方針を宣言します。
- (a) 当社は、反社会的勢力による被害を防止するために、組織全体として対応します。
- (b) 当社は、反社会的勢力による不当要求に対応する役職員の安全を確保します。
- (c) 当社は、反社会的勢力の排除に関し、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門家と緊密な連携関係を構築してまいります。
- (d) 当社は、取引関係を含めて、反社会的勢力との一切の関係を持ちません。
- (e) 当社は、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。
- (f) 当社は、反社会的勢力による不当要求に対して、民事と刑事の両面から法的対応を行います。
- (g) 当社は、反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引を行いません。
- (h) 当社は、反社会的勢力への資金提供を行いません。
- (i) 当社は、すでに当社と取引をしている方が反社会的勢力であることが判明した場合、取引の解消に向けた適切な措置を速やかに講じます。



## ロ. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

### (a) 社内規則の整備

当社は、上記基本方針に基づき、「反社会的勢力との関係遮断に関する規程」を整備しております。

### (b) 対応統括部署及び不当要求防止責任者について

当社は、内部管理部を反社会的勢力対応の統括部署として定めております。また、不当要求防止責任者を選任・配置し、反社会的勢力からの不当要求に対応します。

### (c) 外部の専門機関との連携状況

当社は、外部専門機関と契約を結び、反社会的勢力との関係遮断に関する研修へ参加する他、緊急時における警察への通報、弁護士への相談を必要に応じて実施できる体制を整えております。

### (d) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

内部管理部において反社会的勢力に関する情報を集約し、一元的に管理する態勢としております。

### (e) 対応マニュアルの整備状況

当社は、反社会的勢力との関係遮断に関するマニュアルを整備し、具体的な取組み内容を記載しております。

### (f) 研修活動の実施状況

当社では、反社会的勢力対応をコンプライアンス上の重要項目と位置付け、コンプライアンスマニュアルの遵守事項に反社会的勢力との関係遮断について明記し、朝礼等で読み合わせを行い、役職員の周知徹底を図っております。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、取締役会で決議された「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、当社及び子会社の内部統制システムを整備し運用しております。

当事業年度においては、役職員に対しコンプライアンスプログラムに基づく社内研修の実施及び社外研修（セミナー）の受講、定期的なコンプライアンスマニュアルの読み合わせを行うなど、コンプライアンス遵守に向けて全社での取組みを行いました。また、毎月1回のコンプライアンス委員会に加えて適宜コンプライアンス委員会の開催や内部監査を通じてコンプライアンスの遵守状況を都度確認し、問題となる事象が発生していないことを確認しております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中長期的な企業価値の向上に努め、株主に対する利益還元を行うことを経営の重要な課題の一つとして認識しております。そのため、剰余金の配当等の決定に関しては、今後の事業展開及び経営体質強化のための内部留保資金とのバランスを総合的に勘案したうえで、業績に見合った利益還元を実施することを基本方針としております。

上記の方針に基づき、当期の剰余金の配当につきましては、1株当たり48円とさせていただきます。

なお、当社は、年1回の期末配当を基本的な方針としており、配当の決定機関は株主総会です。また、当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	118,713,302	流動負債	100,752,563
現金及び預金	11,959,710	トレーディング商品	7,393,665
預託金	77,595,110	デリバティブ取引	7,393,665
顧客分別金信託	255,000	受入保証金	78,408,218
顧客区分管理信託	77,340,110	外国為替受入証拠金	78,278,242
トレーディング商品	14,283,918	その他の受入保証金	129,976
デリバティブ取引	14,283,918	短期借入金	7,600,000
約定見返勘定	158,799	未払金	536,781
短期差入保証金	12,128,757	未払費用	5,784,085
外国為替差入証拠金	12,073,276	外国為替取引未払費用	5,723,583
その他の差入保証金	55,481	その他の未払費用	60,501
貯蔵品	77,333	未払法人税等	826,470
未収入金	33,945	賞与引当金	82,818
未収収益	2,040,508	その他の	120,524
外国為替取引未収収益	2,040,061	固定負債	811,718
その他の未収収益	447	長期未払金	697,877
未収還付消費税等	392,818	退職給付に係る負債	74,988
前払費用	47,924	資産除去債務	38,853
その他の	4,603	負債合計	101,564,282
貸倒引当金	△10,125	純資産の部	
固定資産	357,040	株主資本	17,284,093
有形固定資産	97,413	資本金	1,084,665
建物	77,844	資本剰余金	645,975
車両運搬具	7,880	利益剰余金	17,443,969
器具備品	11,689	自己株式	△1,890,517
無形固定資産	51,959	その他の包括利益累計額	185,720
ソフトウェア	48,570	為替換算調整勘定	185,720
その他	3,389	新株予約権	36,247
投資その他の資産	207,666	純資産合計	17,506,060
長期前払費用	602	負債・純資産合計	119,070,342
繰延税金資産	158,947		
差入保証金	37,466		
その他の	11,152		
貸倒引当金	△502		
資産合計	119,070,342		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
ト レ ー デ ィ ン グ 損 益	10,697,722	
金 融 収 益	4,948	
そ の 他 の 売 上 高	10,688	10,713,360
金 融 費 用		37,221
売 上 原 価		3,788
純 営 業 収 益		10,672,350
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,416,014
営 業 利 益		4,256,336
営 業 外 収 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	253	
助 成 金 収 入	1,974	
受 取 損 害 賠 償 金	714	
そ の 他	377	3,320
営 業 外 費 用		
支 払 手 数 料	705	
為 替 差 損	3,948	4,653
経 常 利 益		4,255,002
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損		0
税金等調整前当期純利益		4,255,002
法人税、住民税及び事業税	1,381,247	
法人税等調整額	△51,691	1,329,556
当期純利益		2,925,446
親会社株主に帰属する当期純利益		2,925,446

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					その他の包括 利益累計額 為替換算 調整勘定	新 予 約 株 権	純 資 産 計 合
	資 本 金	資 本 金 剰 余	利 益 剰 余	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計			
当期首残高	1,071,101	632,411	14,760,347	△1,361,557	15,102,302	70,688	44,893	15,217,884
当期変動額								
新株の発行	13,564	13,564			27,128			27,128
剰余金の配当			△241,824		△241,824			△241,824
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,925,446		2,925,446			2,925,446
自己株式の取得				△528,960	△528,960			△528,960
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						115,031	△8,645	106,385
当期変動額合計	13,564	13,564	2,683,621	△528,960	2,181,790	115,031	△8,645	2,288,175
当期末残高	1,084,665	645,975	17,443,969	△1,890,517	17,284,093	185,720	36,247	17,506,060

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	103,045,963	流 動 負 債	88,685,945
現 金 及 び 預 金	9,081,666	ト レ ー デ ィ ン グ 商 品	6,982,020
預 託 金	65,512,110	デ リ バ テ ィ ブ 取 引	6,982,020
顧 客 分 別 金 信 託	255,000	受 入 保 証 金	67,144,459
顧 客 区 分 管 理 信 託	65,257,110	外 国 為 替 受 入 証 拠 金	67,014,482
ト レ ー デ ィ ン グ 商 品	13,872,273	そ の 他 の 受 入 保 証 金	129,976
デ リ バ テ ィ ブ 取 引	13,872,273	短 期 借 入 金	7,600,000
約 定 見 返 勘 定	158,799	未 払 金	487,338
短 期 差 入 保 証 金	12,131,201	未 払 費 用	5,547,621
外 国 為 替 差 入 証 拠 金	12,069,461	外 国 為 替 取 引 未 払 費 用	5,493,915
そ の 他 の 差 入 保 証 金	61,740	そ の 他 の 未 払 費 用	53,705
貯 蔵 品	71,320	未 払 法 人 税 等	738,971
未 収 入 金	26,973	預 り 金	115,034
未 収 収 益	1,810,840	賞 与 引 当 金	70,500
外 国 為 替 取 引 未 収 収 益	1,810,393	固 定 負 債	785,703
そ の 他 の 未 収 収 益	447	長 期 未 払 金	687,939
未 収 還 付 消 費 税 等	345,605	退 職 給 付 引 当 金	65,204
前 払 費 用	30,123	資 産 除 去 債 務	32,560
そ の 他	5,048	負 債 合 計	89,471,648
固 定 資 産	1,398,945	純 資 産 の 部	
有 形 固 定 資 産	78,772	株 主 資 本	14,937,012
建 物	66,568	資 本 金	1,084,665
車 両 運 搬 具 備 品	6,420	資 本 剰 余 金	645,975
器 具	5,783	資 本 準 備 金	626,945
無 形 固 定 資 産	37,416	そ の 他 資 本 剰 余 金	19,030
ソ フ ト ウ エ ア	37,169	利 益 剰 余 金	15,096,888
そ の 他	246	利 益 準 備 金	1,100
投 資 そ の 他 の 資 産	1,282,756	そ の 他 利 益 剰 余 金	15,095,788
関 係 会 社 株 式	1,149,071	繰 越 利 益 剰 余 金	15,095,788
長 期 前 払 費 用	500	自 己 株 式	△1,890,517
繰 延 税 金 資 産	101,993	新 株 予 約 権	36,247
差 入 保 証 金	27,210	純 資 産 合 計	14,973,259
そ の 他	4,481	負 債 ・ 純 資 産 合 計	104,444,908
貸 倒 引 当 金	△500		
資 産 合 計	104,444,908		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営業収益		
トレーディング損益	9,326,598	
金融収益	1,493	9,328,092
金融費用		37,221
純営業収益		9,290,870
販売費及び一般管理費		5,519,389
営業利益		3,771,480
営業外収益		
関係会社経営指導料	9,444	
貸倒引当金戻入額	256	
為替差益	1,764	
その他	284	11,748
営業外費用		
支払手数料	705	705
経常利益		3,782,524
特別損失		
固定資産除却損	0	
関係会社株式評価損	157,833	157,833
税引前当期純利益		3,624,691
法人税、住民税及び事業税	1,202,880	
法人税等調整額	△11,381	1,191,498
当期純利益		2,433,193

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合 計		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計				
当期首残高	1,071,101	613,381	19,030	632,411	1,100	12,904,420	12,905,520	△1,361,557	13,247,475	44,893	13,292,368
当期変動額											
新株の発行	13,564	13,564		13,564					27,128		27,128
剰余金の配当						△241,824	△241,824		△241,824		△241,824
当期純利益						2,433,193	2,433,193		2,433,193		2,433,193
自己株式の取得								△528,960	△528,960		△528,960
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)										△8,645	△8,645
当期変動額合計	13,564	13,564	—	13,564	—	2,191,368	2,191,368	△528,960	1,689,536	△8,645	1,680,891
当期末残高	1,084,665	626,945	19,030	645,975	1,100	15,095,788	15,096,888	△1,890,517	14,937,012	36,247	14,973,259

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

ヒロセ通商株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安場 達哉

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 堀田 賢一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ヒロセ通商株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヒロセ通商株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

ヒロセ通商株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安場 達哉

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 堀田 賢一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヒロセ通商株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第21期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役（及び主要な使用人等）の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月30日

ヒロセ通商株式会社 監査等委員会

監査等委員 丸 茂 英 雄 ㊞

監査等委員 津 田 和 義 ㊞

監査等委員 藪 内 正 樹 ㊞

(注) 監査等委員丸茂英雄、津田和義及び藪内正樹は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金処分につきましては、当期の業績、経営環境等を勘案し、また、内部留保を確保しつつ、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金48円 総額290,051,088円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月28日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社 株式の数
1	のいち ゆうさく 野市 裕作 (1978年7月31日生)	2004年5月 当社 入社 2007年10月 当社 管理部長 2008年2月 当社 取締役広報部長 2012年10月 HIROSE TRADING HK LIMITED 取締役（現任） 2019年4月 当社 代表取締役社長（現任）	331,800株
2	きぬがわ たかひろ 衣川 貴裕 (1978年1月6日生)	2004年5月 当社 入社 2007年5月 当社 取締役業務IT担当 2007年10月 当社 取締役管理本部担当 2008年2月 当社 取締役内部管理部長 2009年6月 JFX株式会社 取締役（現任） 2012年10月 HIROSE TRADING HK LIMITED 取締役（現任） 2014年10月 Hirose Financial MY Limited 取締役（現任） 2015年6月 HIROSE FINANCIAL LIMITED 取締役（現任） 2015年6月 当社 専務取締役内部管理部長 （現任） 2020年11月 LION PAYMENT UK LTD. 取締役 （現任）	301,800株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社 株式の数
3	とも の べ ま さ あ き 友 延 雅 昭 (1967年9月23日生)	2004年3月 当社設立 取締役監査担当 2007年10月 当社 取締役内部監査担当 2008年2月 当社 取締役本部長 2008年6月 当社 常務取締役業務本部長 (現任) 2014年10月 Hirose Financial MY Limited 取締役 (現任) 2015年6月 HIROSE FINANCIAL UK LTD. 取締役 (現任) 2019年4月 当社 広報部長 (現任)	562,000株
4	い し は ら あ い 石 原 愛 (1976年1月16日生)	2004年5月 当社 入社 2007年10月 当社 業務本部統括部長 2008年2月 当社 取締役業務部長 (現任)	381,800株
5	ま つ い た か し 松 井 隆 司 (1976年10月7日生)	2004年5月 当社 入社 2007年10月 当社 業務部長 2008年2月 当社 取締役経営企画室長 2021年4月 当社 取締役マーケティング部長 (現任)	361,800株
6	み の で し ん ご 美 濃 出 真 吾 (1981年8月4日)	2008年1月 当社 入社 2014年3月 JFX株式会社 取締役 (現任) 2014年4月 当社 管理部長 2021年6月 当社 取締役管理部長 (現任)	11,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社 株式の数
1	まるも ひでお 丸茂 英雄 (1972年9月7日生)	2008年12月 弁護士登録（兵庫県弁護士会） 2008年12月 井関法律事務所 入所 2014年7月 近畿財務局（任期付公務員） 2016年7月 神戸伊藤町法律事務所 開設 共同 代表（現任） 2017年6月 当社取締役[監査等委員]（現任）	一株
2	つだ かずよし 津田 和義 (1966年1月13日生)	1990年10月 太田昭和監査法人(現 EY新日本有 限責任監査法人)入所 1998年10月 株式会社稲田商会取締役 2000年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任監 査法人トーマツ)入所 2003年8月 株式会社エム・エム・ティー取締役 2008年3月 株式会社ブレイントラスト設立 代表取締役(現任) 津田和義公認会計士・税理士 事務所開設 代表(現任) 2008年8月 当社 社外監査役 2015年3月 シルバーエッグ・テクノロジー株式 会社 社外監査役(現任) 2016年4月 株式会社JSH 社外取締役(現任) 2016年6月 当社取締役[監査等委員](現任) 2021年6月 株式会社中山製鋼所 社外監査役 2022年6月 株式会社中山製鋼所 社外取締役 [監査等委員](現任) 2022年6月 大阪マツダ販売株式会社 社外取 締役(現任)	一株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社 株式の数
3	やぶうち まさき 藪内 正樹 (1973年10月3日生)	2001年10月 宮内法律事務所 入所 2006年6月 近畿財務局 (任期付公務員) 2010年4月 藪内法律事務所開設 代表 2010年9月 当社 社外監査役 2016年6月 当社取締役[監査等委員] (現任) 2018年4月 H&S法律事務所入所 (現任)	一株

- (注) 1 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2 丸茂英雄氏、津田和義氏及び藪内正樹氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は丸茂英雄氏、津田和義氏及び藪内正樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
- 3 丸茂英雄氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、弁護士としての豊富な経験、専門知識等を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行することが期待されるため、引き続き監査等委員である取締役として適任であると判断いたしました。なお、同氏は現在当社の社外取締役(監査等委員)であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって7年であります。
- 4 津田和義氏は、公認会計士としての豊富な経験、専門知識等を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行することが期待されるため、引き続き監査等委員である取締役として適任であると判断いたしました。なお、同氏は現在当社の社外取締役(監査等委員)であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって8年であります。
- 5 藪内正樹氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、弁護士としての豊富な経験、専門知識等を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行することが期待されるため、引き続き監査等委員である取締役として適任であると判断いたしました。なお、同氏は現在当社の社外取締役(監査等委員)であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって8年であります。
- 6 当社は、丸茂英雄氏、津田和義氏、藪内正樹氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としており、各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
- 7 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2016年6月28日開催の第13期定時株主総会において、年額1,000百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいて今日に至っております。

今般、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進める事を目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入するものとし、上記の報酬枠とは別枠として、新たに譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いいたします。

本議案に基づき、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は年額500百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の対象取締役は6名ですが、本株主総会で第2号議案が原案どおり承認可決されますと、同じく6名となります。

対象取締役に対して割当てる譲渡制限付株式の内容は以下のとおりです。

1. 譲渡制限付株式の発行に伴う払込みに関する事項

対象取締役は、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものといたします。

2. 対象取締役に対して割当てる譲渡制限付株式の数

本制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年68,000株を上限といたします。但し、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

なお、本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される普通株式の1株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて

決定いたします。

3. 対象取締役割当てに譲渡制限付株式に関する事項

当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結するものといたします（本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下、「本割当株式」という。）。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職等する日までの間（以下、「本譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの期間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象取締役が、本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までに、正当な理由により退任又は退職した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。

(3) 無償取得事由

対象取締役が、本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までに、正当な理由によらず退任又は退職等した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会

の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものいたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものいたします。

4. 譲渡制限付株式を割当てることが相当である理由

当社は2021年2月12日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告14ページに記載のとおりであります。本議案をご承認いただいた場合、当該方針を本制度を含む内容に改定することを予定しております。また、本譲渡制限付株式の価値を付与に係る取締役会決議時点の時価で評価した金額は年額500百万円以内とすること、当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年68,000株を上限としており、発行済総数に対する希釈化率は軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

なお、本制度により対象取締役に割当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

以 上

株主総会会場のご案内

W大阪 2F GREAT ROOM (グレートルーム)



Osaka Metro御堂筋線

心齋橋駅 3番出口より 徒歩3分

〒542-0081

大阪府大阪市中央区南船場4-1-3



※自転車は駐輪できかねます。予めご了承下さい。
※駐車場は4時間無料ですが、
駐車台数には限りがありますので、出来るだけ
公共交通機関をご利用ください。

※株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。